

## 令和5年第29回住田町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和5年9月8日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第11号  
住田町立学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第12号  
住田町立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第18号  
住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第19号  
住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第20号  
教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 6 諮問第1号  
人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第2号  
人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第3号  
人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第 9 諮問第4号  
人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第10 認定第1号  
令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会）
- 日程第11 認定第2号  
令和4年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算審査特別委員会）
- 日程第12 認定第3号

令和4年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員会)

日程第13 認定第4号

令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員会)

日程第14 認定第5号

令和4年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について

(決算審査特別委員会)

日程第15 認定第6号

令和4年度住田町下水道事業会計決算の認定について

(決算審査特別委員会)

日程第16 発委第1号

住田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 委員会調査報告

(総務教民常任委員会、産業経済常任委員会、広報編集常任委員会)

日程第18 議員派遣の件

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席委員(12名)

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

欠席委員(なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 松 高 正 俊 君

.....

副 町 長	小 向 正 悟 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	山 田 研 君
税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	高 萩 政 之 君	企 画 財 政 課 長	佐々木 淳 一 君
町 民 生 活 課 長	鈴 木 絹 子 君	保 健 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	千 葉 英 彦 君
建 設 課 長	横 澤 広 幸 君	農 政 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 田 賢 一 君
林 政 課 長	佐々木 暁 文 君	教 育 次 長	多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅 野 享 一 総務課係長 澤 村 一 輝

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（瀧本正徳君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 議案第11号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第11号 住田町立学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第11号 住田町立学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明申し上げます。

世田米中学校と有住中学校の統合につきましては、令和3年度より教育審議会、学校統合推進協議会、保護者並びに住民説明会などを開催しながら、民意の把握に努めてまいりました。この話合いを受け、令和6年4月から世田米中学校と有住中学校を廃止し、新たな中学校を設置するという方向性を決めました。校名につきましては、住田町立住田中学校とすることといたしました。また、それに伴う所要の整備を図ろうとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 新たな住田中学校、校歌、校章、制服、スクールバスなど通学方法などが出来上がってまいりました。大変期待が膨らんできております。

そこでお伺いいたしますが、これまで両中学校が学校生活、生徒会活動の目指すスローガンとして、有住中学校が「創れ我が手で我が郷土」、世田米中学校が「ともに学び、ともに育つ」というすばらしい校風と伝統をつくってきました。そこで様々な準備は進んでおるわけですが、新たな統合中学校の中で、生徒や学校がどのような目指す姿を取り組んでいるか。その辺のところ、教育長のほうからお伺いできればと思います。

○議長（瀧本正徳君） 教育長、松高正俊君。

○教育長（松高正俊君） 新しい中学校の統合に関しては、今までの両校の学校教育目標、世田米中学校の校是、有住中学校の同窓会スローガン等、今まで培ってきた両校の校風や残してきた成果等に配慮しながら、さらに新しくできる学校が生徒や保護者や地域の方々の希望にあふれる学校になるように、現在もこれからも両校関係者と教育委員会が連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 住田町立学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 住田町立学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第2 議案第12号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第12号 住田町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第12号 住田町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

先ほど議決をいただきました議案第11号と同様、世田米中学校と有住中学校を廃止し、新たに中学校を設置することに伴い、町立学校施設の使用条例に関わる学校の名称を住田町立住田中学校とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 条例文の変更後で見ますと、有住中学校の屋外運動場夜間照明施設が廃止となる条項とお見受けいたしました。特にもグラウンドについては、夜間照明施設があって、町民の利用にとってはいろいろ活用があると思われれます。

そこで今後、統合後、グラウンドについては、どこの管理になって、町民の利用開放をどのように考えているかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 現在の有住中学校のグラウンド、体育館等につきましては、引き続き、教育委員会で管理する予定でございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） よろしゅうございますか。

佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 管理は分かりましたが、今度、利用に当たっては、従来どおりの学校開放の施設利用に基づいて行っていくのかどうか。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） グラウンド、体育館、それから校舎含めまして、教育委員会のほうで管理するというのは、今、答弁したとおりでございますけれども、その施設の利用、それにつきましては、6月の議会で申し上げましたとおり、教育関連として使用することでございます。具体的には、教育支援センターと申しまして、様々な状況を抱えたお子さんたちの利用のため、使わせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 住田町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号 住田町立学校施設使用条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

---

◎日程第3～日程第4 議案第18号～議案第19号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第18号、日程第4、議案第19号の住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第18号及び議案第19号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて、一括して御説明を申し上げます。

初めに、議案第18号は、千葉和三氏でございます。千葉氏は、気仙郡住田町世田米字松ヶ平41番地10にお住まいで、昭和29年9月12日生まれの現在68歳でございます。東北工業大学を卒業後、昭和52年4月から住田町役場に勤務し、平成23年3月に退職いたしました。同年4月に合資会社住田交運に入社し、翌5月から代表社員に就任し、令和4年12月に退職されました。

千葉氏は34年の長きにわたる役場職員として経験から、地域の土地や家屋、町内事情はもちろんのこと、税制に関しても精通しております。また、これまでの経歴から経済や流通の動向に関する広い視野があり、地域の方々からの信頼も厚い方でございます。平成26年10月に同委員に任命いたしまして、これまで3期務めていただいております。これらの経歴から、地域に対する広い視野があり、住民からの信頼も厚い方であることから、委員として適任でありますので、同意を求めるものであります。

次に、議案第19号は、小野ちか子氏であります。小野氏は気仙郡住田町上有住字恵蘇39番地25にお住まいで、昭和25年5月18日生まれの現在73歳でございます。県立遠野高校を卒業後、杉並区医師会附属准看護師学校に入学し、准看護師の資格を取得された後、様々な病院で看護師として勤務されておりました。昭和61年4月からは有住診療所勤務を機に、住田町で生活をされてきました。平成4年4月から、住田町社会福祉協議会に勤務し、

退職後の令和元年7月からは、通所介護事業所合資会社册でお勤めになられ、今年3月に退職なさるまでの間、主に介護支援専門員として、高齢者介護の第一線で長く御活躍されておられます。また、地域では町婦人団体連絡協議会の会長を務めるなど、地域の方々からの信頼が厚い方です。

平成29年10月に同委員に任命いたしまして、これまで2期務めていただいております。これらの経歴から、地域に対し広い視野があり、住民からの信頼も厚い方であることから、委員として適任でありますので、同意を求めます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号 住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第18号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第18号 住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから、議案第19号 住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第19号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第19号 住田町固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時25分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

---

#### ◎日程第5 議案第20号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第20号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第20号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて御説明いたします。

現教育委員高橋誠治氏の任期が令和5年11月25日をもって満了となり、御退任の御意向でございます。高橋氏におかれましては、平成23年11月26日から3期12年間、本町の教育行政の発展に御尽力いただき、ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

後任の委員といたしましては、菊田忠一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

菊田氏は下有住字奥新切にお住まいで、現在66歳であります。岩手県立住田高等学校を御卒業後、昭和51年より令和2年まで岩手県公立小中学校事務職員として、住田町をはじめ、県内各地で御勤務されました。退職後は、民生児童委員、少年補導員、住田町社会福祉協議会評議員をお務めになっていらっしゃいます。また、住田町陸上競技協会会長、住田町

野球協会会長としての町のスポーツ振興にも御尽力をいただいております。地域活動にも積極的に参加されており、学校教育から生涯学習分野まで、豊富な知識と経験を有していらっしゃいます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものと規定されており、菊田氏はまさに適任であります。本町教育行政に対し、貴重な御提言をいただけるものと期待しているところでございますので、任命に当たり、議員各位の同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、御提案とさせていただきます。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第20号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第20号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

---

◎日程第6～日程第9 諮問第1号～諮問第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、諮問第1号から日程第9、諮問第4号の人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを一括議題とします。

職員に議案を朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 諮問第1号から第4号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて、一括して御説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見をいただいて、法務大臣に推薦をすることになっているものであります。今回は令和6年1月1日からの任期の4人の委員の候補者の推薦について、皆様の御意見を伺うものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員に澤田幸枝氏を推薦いたしたく同意を求めるものであります。澤田幸枝氏は、昭和25年5月13日生まれ、73歳、再任の方でございます。

澤田氏は住田町農業協同組合に採用され、合併後のJAおおふなと市で、36年間勤務し、退職されました。勤務の傍ら、地域活動にも熱心に取り組み、上有住交通安全母の会の事務局長を長く務めるなど、地域からの信頼が厚い方でございます。また、農協職員として、多くの町民と接してきた経験と温厚な人柄が人権擁護委員として適任であります。

諮問第2号は、菅野義光氏であります。菅野義光氏は昭和28年3月20日生まれ、70歳、再任の方でございます。岩手県職員として県立学校や県教育委員会事務局に勤務し、平成25年3月に退職されました。地元の自治公民館長を務めるなど、地域活動にも熱心に取り組み、地域からも頼られる存在であります。子供や高齢者についても関心も高く、人権擁護委員として適任であります。

諮問第3号は、高橋聖子氏であります。高橋聖子氏は昭和34年9月22日生まれ、63歳、再任の方でございます。昭和57年より岩手県内の小中学校養護教諭として勤務し、令

和2年3月に定年退職されるまで、子供たちの心身の健康や人権を守ることを意識し、仕事をされており。各種地域活動にも積極的に参加され、地域の人たちからの信頼も厚く、人権擁護委員として適任であります。

諮問第4号は伊藤豊彦氏であります。伊藤豊彦氏は昭和35年7月14日生まれ、63歳、新任の方でございます。昭和63年から住田町役場で勤務され、令和3年3月に退職されたものでございます。役場では、子供、高齢者、障害者等の様々な相談に応じるなどし、課題解決や社会福祉の増進に尽力してきたものでございます。また、地元自治公民館活動に積極的に参加し、地域の人たちとの関わりを大切にされた経験と温厚な人柄が、人権擁護委員として適任であります。

以上、4名の方を推薦しようとするものであります。いずれも地域の人たちからの信頼も厚く、人権擁護委員として適任でございますので、議員各位の御意見をお伺いするものであります。

説明は以上です。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

澤田幸枝さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認める方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、澤田

幸枝さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認めることに決定しました。

これから、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

菅野義光さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認める方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、菅野義光さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認めることに決定しました。

これから、諮問第3号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

高橋聖子さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認める方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、高橋聖子さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認めることに決定しました。

これから、諮問第4号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

伊藤豊彦さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認める方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、伊藤豊彦さんを人権擁護委員として推薦することについて、適任と認めることに決定しました。

---

◎日程第10～日程第15 認定第1号～認定第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、認定第1号 令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算の

認定について、日程第11、認定第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計決算の認定について、日程第15、認定第6号 令和4年度住田町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

決算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、高橋 靖君。

○決算特別委員会委員長（高橋 靖君） 令和5年8月30日、本委員会に付託されました令和4年度住田町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算及び令和4年簡易水道事業並びに下水道事業会計決算の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は8月30日の本会議にて設置され、委員長には、私、高橋 靖、副委員長には、荻原 勝君が選出されました。審査年月日及び審査結果については、ただいま事務局長が朗読したとおりであります。

審査の概要であります。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の渦中で、その対応に追われた年度でもありました。また、衣食住を掲げた総合計画の3年目として、各種事業が推進されたところです。医療環境の充実、農林業の振興、子育て・教育環境の整備など計画に沿った予算が適切、効果的に出向されたか、どのような行政効果が現れたか、どう町民福祉の向上が図られたかを観点に審査、質疑を行いました。

令和4年度一般会計に係わる決算規模は歳入52億7,576万9,855円で、自主財源比率26%、依存財源比率74%であります。歳出は51億8,774万3,948円であり、主なものとしては、地域情報通信基盤整備事業、仕事・学びの場の創出事業、障害者自立支援事業、交通対策事業、子育て世帯への臨時特別支援金事業、住田高校魅力化事業などの事業が実施されました。また、新型コロナウイルス感染症対策事業など、社会動向に対応した事業などを推進したところです。

次に、国民健康保険特別会計の歳入決算額は7億7,339万6,355円で、歳出決算額は6億9,888万4,833円です。国民の健康を守る医療の推進があったと捉

えております。

次に、介護保険特別会計です。歳入決算額は10億53万7,140円で、歳出決算額は9億6,078万4,638円であります。今後、利用者の増加が見込まれます。関係する機関との連携が必要です。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入決算額は7,723万6,874円で、歳出決算額は7,660万2,336円であります。歳出の95.87%は、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

次に、住田町簡易水道事業及び下水道事業会計についてですが、両事業会計は、公営企業会計へ移行して3年目の決算です。両事業は、人口減少等で水需要も変動し、収益の改善は難しい中、施設の維持管理に課題を抱えておりますが、住民生活に直結する必要不可欠なものであり、将来を見据えた対応が求められるところであります。

3日間の決算審査は、一般会計、特別会計、企業会計全般に多くの質疑、意見があったところであります。

以上、審査に当たられました各委員並びに町当局、各行政委員会の皆様の御協力に感謝を申し上げて、決算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 5番、佐々木春一であります。令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計決算及び簡易水道、下水道の事業会計決算の認定について、賛成討論を行います。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響などにより、町民の暮らし方や働き方、そして人々の価値観までもが大きく変化する中で迎えました。町長の年度当初、施政方針演説では、コロナ禍の先にある新たな時代に適合した町政に向けて、新しい発想と視点を持って新時代に対応する施策を着実に進め、創造していくとしておりました。

決算審査の経過から学んだことは、住民との約束を守ることや相手の話によく耳を傾ける

こと。住民の福祉の増進という自治体本来の原点に立って、福祉と暮らしを守る役割を果たすのかが問われ、住民が主人公という地方自治の立場を徹底して町政に取り組むことに成果を生み出すことに気づかされました。

そういう視点から、賛成する第一の理由は、住民が何を求めているか。それに応えるための姿勢がうかがわれました。その一つが、新型コロナウイルス感染症が流行と鎮静化の波を繰り返す中で、ワクチン接種については、住田地域診療センターをはじめ、関係機関と連携を図りながら、町民が安心して接種が受けられるような体制を確保したこと。

二つは、医療資源の少ない本町において、町民に安心を与え、地域医療を守り、保健・医療・介護連携体制の構築のため、訪問看護ステーション事業や福祉事業所の充実に支援がなされました。

三つは、新型コロナウイルス感染症と物価高騰の影響により、日常生活に困難を強いられる方々を支援するために、電気料金等の物価高騰に対する支援や住民税非課税世帯等に対しての寄附金を給付し、生活を支援しました。

賛成する第2の理由は、画一的な国の行政施策をそのまま執行するのではなく、住民参加による地域に合った事業やサービスに取り組みられました。

その一つは、町内で利用できるプレミアム付き商品券を発行し、幅広い業種の事業者に対する支援と町民の地元消費の喚起を促しました。

二つは、谷山観光関連施設の専用水道装置の更新工事を行い、安全な水供給の確保や、滝観洞周辺施設の整備計画に基づき、新たな受付棟の基本設計等をまとめ、本町の観光拠点の整備に着手したことにより、誘客の促進が期待されます。

三つは、消防団員の士気高揚を図るため、待遇、福利厚生の実質化や、大規模災害に備えて避難施設に網戸を設置する環境改善を図り、防災体制を整えました。

四つは、こども医療費の保護者負担の軽減対象を高校生まで拡大、保育所の運営では、3歳以上児の希望者全員入所及び保育料無料化など、子育て支援の実質化が図られました。本町のような小規模自治体は、住民福祉、保健・医療、教育など住民生活を守る事業サービスを優先しながら、地域経済の諸問題や産業政策にも目を向けて、住民自治に根差した優位性を発揮する取組が大切であります。人口減少に対応したまちづくり、地域づくりには、人中心のものでなければなりません。地域の人材、資源、技術を生かした内発的な取組が大切であることを申し述べ、賛成の討論とします。議員諸氏の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、討論を終わります。

これから、認定第1号 令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号 令和4年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長、報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

これから、認定第6号 令和4年度住田町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、認定第6号 令和4年度住田町下水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第16 発委第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第16、発委第1号 住田町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、佐々木春一君。

○議会運営委員長（佐々木春一君） 発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

添付の対照表を御覧ください。

今回の改正は、住田町議会の個人情報の保護に関する条例第50条の見出しの審議会を審査会に改めるものであります。施行期日については、公布の日からとするものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、発委案の提案理由といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時12分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第 17 委員会調査報告

○議長（瀧本正徳君） 日程第 17、委員会調査報告を議題とします。

総務教民常任委員長、産業経済常任委員長、及び広報編集常任委員長から調査報告書が提出されております。

総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋 靖君。

〔総務教民常任委員長 高橋 靖君登壇〕

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 調査報告書。

令和 3 年 1 2 月 1 0 日、第 1 9 回住田町議会定例会において、本常任委員会が所管事務調査として決定した事項について住田町議会会議規則第 7 7 条の規定により、調査結果を報告いたします。

#### 1 調査事項

教育振興について。

#### 2 調査の経緯

全国的に人口減少、高齢化が進んでおり、特にも都市部から離れている地域社会では、社人研が予測した以上に人口減少が早まっている状況にあります。また、今後、都市部での減少が起こると、減少幅を埋める形で地方から都市へ若者が流出することも懸念される所です。このような社会状況の中で、県教育委員会は県立高校再編計画を策定し、小規模校にとっては厳しい状況に直面しています。

本町においては、児童数、生徒数が減少していることから、教育委員会が教育審議会に住田町の教育の在り方及び学校の在り方を諮問し、中学校の統合に向けて動き始めました。また、文部科学省から研究開発学校の指定を受け、新設された地域創造学などの教育環境の動きがあることから、未来を担う子供たちを取り巻く教育環境の現状と課題を確認すべく、所管事務調査として調査・研究を行ってきました。

#### 3 調査・研修報告

##### (1) 住田高校存続に向けた魅力化の推進について

住田高校は、本町唯一の高等教育施設ですが、高校再編計画では、原則入学者が学年20人を下回ることが2年連続続いた場合、入学募集停止判断の対象としていることから、町では高校の魅力づくりとして、通学費補助、英語検定受験料補助、給食提供等の支援を行っているほか、「住高ハウス〇〇」を運営していることから、本会委員で視察を行い、教育委員会、住田高校コーディネーターより説明を受けました。

「住高ハウス〇〇」は、生徒たちの放課後の居場所であり、交流、学習、進路相談、実践活動の企画等を行っています。今後、新たな魅力発信のため、様々な分野に活動を広げることが目標に予算を求めたいという意見が出たところです。

### (2) 「地域創造学」について

教育委員会より地域創造学に取り組んだことによる成果、今後の見通しについて説明を受けたものです。

本町が取り組む地域創造学は、従前より進めてきた森林環境学習、国際理解活動、地域資源を生かした教育を基に、教育課程の特例により教科として設定されたものであり、その目的は新しい時代を切り開く人材を育成するためとし、小中高校が連携した形での新しい教育の在り方となっています。

以上の事項を、文部科学省及び関連した方々へ説明を行い、高い評価を受けているとのことでありました。また、児童・生徒に関しては、主体的な活動など大きな効果が現れており、取組に対する評価と言えると考えます。

### (3) 「教育環境整備」について

教育委員会より、教育審議会に諮問した内容について説明を受けました。

現在の小中学校の児童生徒数、今後、数年間に及ぶ生徒数の推移、学校施設の状況、町立学校の再編に関するアンケート結果など資料を基に、今後の本町における教育環境について議論しました。

小学校中学校でのクラブ活動や集団活動に大きな影響が出ており、今後も児童生徒数は減少していくことが見込まれ、早急な対応が必要と考えます。

学校施設においては、老朽化により施設の維持管理費の増加が懸念されることなど、子供たちが学ぶ環境の改善と安全性について意見が提言されました。学校再編アンケート調査では、統合に向けて肯定的な意見が多く、中学校統合は早期に進めるべきであるとの意見が多数を占めていたとの説明がありました。しかしながら、小学校については積極論と慎重論の両方の意見があり、保護者の理解を得ながら慎重に検討していくものとしています。

#### 4 調査の結果と考察

##### (1) 県立住田高等学校の存続について

住田高等学校については、残念ながら令和4年、令和5年度と2年連続で定数の半分に満たない施設となり、統合の対象として検討されましたが、令和6年度の募集が認められたことは、魅力化の取組の成果であると捉えます。学校の魅力向上は生徒の募集につながります。生徒募集は、隣接市、地域未来留学等へのPRなど積極的な活動も大切ですが、地元中学校から選ばれる高校となるための魅力の発信が必要と考えます。

##### (2) 「地域創造学」について

地域創造学を進めていく上で、同時にその他の各教科の必要な時間の削減が心配されます。この先の未来を見据えた人材の育成や、郷土に誇りを持てるよう地域創造学という学習を大いに活用し、今後の取組に生かしていくべきと考えます。

##### (3) 学校統合に係る教育環境の整備について

少子高齢化・人口減少は大きな課題です。令和6年度には中学校の統合が実施されることになりました。統合した場合の様々な課題を取りこぼすことのないよう、また子供たちの学ぶ環境を適切に整備するよう、統合後の長期的な教育ビジョンの策定が必要です。

#### 5 意見と提言

終わりに、住田町の教育振興について、次のとおりまとめ、意見及び提言いたします。

まずは、「住田高校の存続について」であります。

町内唯一の高校となる住田高校は、少子化による課題は多くありますが、地方の小規模ならではの魅力が多くあり、町内からは存続を希望する声も聞こえます。まず、町内の中学生が進学したくなるような魅力化の推進や、環境の整備を進め、今後の生徒確保につなげていただきたい。

次に、「未来を見据えた教育について」であります。

本町で進める地域創造学は、児童・生徒と地域をつなぐ貴重な学習であると考えます。学ぶ子供たちにとって必要な学習の在り方を検討しながら、この先、住田を愛し、住田を思い、そして、住田に戻り活躍する人材育成の一つとなるよう、内容を深めていっていただきたい。

最後に、「教育環境の整備について」であります。

少子化が進み、学校の統合は避けられないところとなっております。このたび、令和6年度には中学校の統合が決定したところであり、既存の校舎利用と閉校した校舎の利活用、学習の環境や生活の環境など、様々な地域課題に直面することになります。未来を担う住田町

の子供たちがのびのびと自由に学び、成長できるような環境の整備と対応を行っていただきたい。

以上、町当局におかれましては、本常任委員会の所管事務調査の意見を十分尊重され、今後の施策立案や事業推進に活かしていただくよう期待し、総務教民常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これで、総務教民常任委員長の報告を終わります。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員長、阿部祐一君。

[産業経済常任委員長 阿部祐一君登壇]

○産業経済常任委員長（阿部祐一君） 産業経済常任委員会委員長の阿部祐一であります。産業経済常任委員会の所管事務調査について、次のとおり報告いたします。

調査報告書

令和3年12月10日、第19回住田町議会定例会において、本常任委員会が所管事務調査として決定した事項について、住田町議会会議規則第77条の規定により、調査結果を報告します。

#### 1 調査事項

農林業の振興について

#### 2 調査経緯

本町の基幹産業である農業人口は、人口減少や高齢化に伴う担い手不足が大きな課題となっています。町内における農林生産物の循環を図り、地場産業の持続的な成長を促していかなければなりません。そのため、農業や林業に関わる本町の現状や課題を調査・研究することとしました。

#### 3 調査対象

①農業、畜産、林業などの地場産業の振興状況について

②川上から川下までの木材流通体系の状況について

③町有林・民有林の経営管理状況について

#### ④伐採から搬出・植林までの効果的な作業体系について

##### 4 実施調査内容の報告

###### (1) 林政課との意見交換会（令和4年4月27日）

町有林経営の実績及び今後の経営計画について

航空レーザー測量の実績及び今後の測量計画について

次に、鳥獣被害状況・有害駆除の実績及び今後の鳥獣被害対策について

###### (2) けせんプレカット事業協同組合の視察調査（令和4年4月27日）

組合独自の「林業循環システム」について

大型設備更新による製材ラインや集成材工場の稼働状況について

組合員が展望する林業の6次産業化の取組や構想について

###### (3) 気仙地方森林組合との意見交換会（令和4年6月16日）

組合における事業の現状と経営状況について

組合の課題と展望について

###### (4) 株式会社チキンファーム住田の視察調査（令和4年10月27日）

ブロイラー事業の現状と展望について

新たに事業を展開された子飼沢農場の稼働状況について

###### (5) 有限会社気仙環境保全の視察調査（令和4年10月27日）

ブロイラー事業における鶏ふん処理の現状について

新設された堆肥工場の状況と「発酵鶏ふんペレット」の展開について

###### (6) 有限会社グリーン総業（一関市）の視察調査（令和5年7月21日）

林業における皆伐から再造林までの一貫作業体系の取組についての調査を行いました。

##### 5 調査の結果と意見

(1) 耕畜連携による持続的農業の推進については本町の基幹産業であるブロイラー事業は、新たな生産農場として、株式会社チキンファーム住田が造成し、生産拡大され、排出される鶏ふんを処理する有限会社気仙環境保全の堆肥化処理施設を整備し、発酵鶏ふんペレットが生産され、有機肥料として有効活用することは、耕畜連携による安心・安全農業に結びつくことから、関係機関が連携し、栽培施用基準体系や有機農法への適合性など検証を進めること。

(2) 伐採から搬出・植林までの効果的な作業体系については、①伐採と植栽が素材生産業者や森林作業班など別事業者で行われ、事業者間の再造林に向けた連携が取れていない状

況から、気仙地方森林組合を中心とした施業体系の整備を進めること。

②伐採後の林地残材が山林に放置され、土砂災害などの原因となることから、気仙地方森林組合が取り組む「山助隊」の活動を支え、山林の保全と林地残材の活用に向けた取組を具現化すること。

(3) 町森林経営管理計画の推進については、敵地適材の造林を進めることが、良質木材生産の決め手となることから、森林所有者、森林組合や素材生産業者が一体となった持続可能な森林経営管理を推進すること。

(4) 町産材を活用した新たな産業創出については、本町林業のさらなる発展に向けて、木材の素材を生かすための「CLT工場」の誘致や「セルロースナノファイバー」などの付加価値を高める産業育成に努めること。

以上、町当局におかれましては、本常任委員会の所管事務調査の意見を十分に尊重され、今後の施策立案や事業推進にし、生かしていただくよう期待し、産業経済常任委員会の所管事務調査の報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これで産業経済常任委員長の報告を終わります。

次に、広報編集常任委員長の報告を求めます。

広報編集常任委員長、佐々木信一君。

[広報編集常任委員長 佐々木信一君登壇]

○広報編集常任委員長（佐々木信一君） 広報編集常任委員会委員長、佐々木信一。

調査報告書

令和3年12月10日、第19回住田町議会定例会において、本常任委員会が所管事務調査として決定した事項について、住田町議会会議規則第77条の規定により、調査結果を報告いたします。

#### 1 調査事項

議会だより編集に関する事項

#### 2 概要

議会の審議結果並びに一般質問における質疑の概要などについて、広く町民に情報提供す

ることが議会の責務の一つであります。そのため、定例議会ごとに発行する「すみた議会だより」の編集に関する事項を付議事件とし、令和5年9月までの期間で本委員会が設置され、定例会2週間前から5回程度にわたり編集委員会を開催しました。

### 3 編集方針

1、「読みやすく」「分かりやすく」「住民に伝わる」

2、読みたくなる紙面づくり

以上、編集方針として掲げ、原稿報筆、読み合わせ、校正と印刷業者への入稿から納品に至るまで取り組みました。

### 4 調査結果

読みやすく、分かりやすい紙面づくりを目指し、編集技術向上のために、全国町村議会議長会並びに岩手県町村議会議長会が主催する議会広報編集の研修会や、町村議会広報コンクールに参加しました。また、原稿の作成の仕方、写真の撮影技術や見せ方などを学ぶ独自の研修会を開催し、よりよい紙面づくりを目指し、活動いたしました。

編集に関しましては、町民の皆様、関係者の皆様に御協力をいただき、感謝申し上げます。

議会広報は、町の課題について、人口減少問題や、未来を担う人材、学びと働く場の創出など、住民と議会との結びつきに重要な役割を果たしているものと捉えており、今後さらに編集技術の向上や紙面内容の充実を図り、町民に親しまれ、議会の活動が身近に感じてもらえる「すみた議会だより」の発行を目指してまいります。

### 5 「すみた議会だより」編集状況

議会だより第175号から第182号まで発行いたしました。

以上、広報編集常任委員会の報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これで広報編集常任委員長の報告を終わります。

これで、委員会調査報告を終わります。

◎日程第16 議員派遣の件

○議長（瀧本正徳君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり、派遣したいと思います。  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり、決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

よって、本件について、議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで本日の日程は全部終了しました。

第29回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員